

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20250305保局第3号  
令和7年3月13日

二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の解釈及び運用について（保安関係）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第76号。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。なお、規則の規定に定める措置と認められるものはこの解釈に限定されるものではなく、当該規定に照らして十分な保安水準の確保が達成できる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断することができる。

## 1. 法第66条第2項（規則第23条）関係

- （1）規則第23条第1項第1号に規定する土地の掘削を行うときの「ガスの噴出を防止するための措置」とは、「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）」（20121115商局第4号）第15章8に掲げる要件を満たしている「噴出防止設備」が設けられ、維持及び管理がされていることをいう。
- （2）規則第23条第1項第2号に規定する「ガスの噴出による被害を防止するための措置」とは、例えば、試掘に従事する者を退避させることや着火源

となる可能性のある電気工作物に対する送電を停止することをいう。

- (3) 規則第23条第1項第3号に規定する「地表の沈下その他の土地の掘削による被害を防止するための措置」とは、例えば、不要な坑井の坑口を閉塞することや地表の沈下量を測定することをいう。
- (4) 規則第23条第1項第4号に規定する「坑口の閉塞その他のガスの噴出による被害その他の被害を防止するための措置」とは、「鉱業権者が講ずべき措置事例について」（20230815保局第1号。以下「措置事例」という。）第22章3（2）の措置をいう。
- (5) 規則第23条第2項第2号ハに規定する「作業日」については、時間（時の流れ）での管理ではなく、「火薬類を使用する作業の着手から終了まで」など連続した作業工程で管理するものとする。
- (6) 規則第23条第2項第2号ヘに規定する「暴発、紛失及び盗難を防止するための措置」とは、措置事例第11章7から9までの措置をいう。
- (7) 規則第23条第2項第2号トに規定する「異常爆発の防止並びに作業員及び周辺への被害を防止するための措置」とは、措置事例第11章10及び11の措置をいう。
- (8) 規則第23条第2項第2号チに規定する「不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による被害を防止するための措置」とは、措置事例第11章12の措置をいう。
- (9) 規則第23条第2項第2号リに規定する「安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による被害を防止するための措置」とは、措置事例第11章13の措置をいう。
- (10) 規則第23条第2項第3号イに規定する「火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置」とは、措置事例第13章1の措置をいう。
- (11) 規則第23条第2項第3号ロに規定する「消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置」とは、措置事例第13章2の措置をいう。
- (12) 規則第23条第2項第3号ハに規定する「消火作業の実施、試掘に従事する者の退避その他の火災による被害を防止するための措置」とは、措置事例第13章3の措置をいう。

## 2. 法第68条第1項（規則第24条）関係

- (1) 事故が発生した場合において、当該事故が報告の対象となる事故か否か確認されていなくとも、その可能性が十分に高いと判断されるときは、原因が判明するまで待つことなく速やかに報告を受けるものとする。その後、新しい情報が入り次第、改めて報告を受けることとする。また、報告内容を訂正する必要が生じた場合も、同様の取扱いとする。

- (2) 自殺に伴う災害、故意に引き起こされた災害及びいたずらが原因である災害は、試掘に係る災害には該当しない。
- (3) 規則第24条第1項の表第1号から第5号及び第7号に規定する「貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊」とは、貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊により、その機能が低下し、当該貯留等工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又はその機能が喪失した場合をいう。
- (4) 規則第24条第1項の表第6号に規定する「台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷若しくは破壊」とは、台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷若しくは破壊により、その機能が低下し、当該貯留等工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又はその機能が喪失した場合をいう。
- なお、同号の規定において、「台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の欠陥」を想定していない。
- (5) 規則第24条第1項の表第1号及び第2号に規定する「人が死亡した災害」とは、事故発生から5日（120時間）以内に死亡した事案をいう。
- (6) 規則第24条第1項の表第3号及び第4号に規定する「人が負傷した災害」とは、負傷、中毒又は酸素欠乏症であって、医師の診断により加療を要すると認められるものをいう。
- (7) 規則第24条第1項の表第5号に規定する「交通の困難」とは、試掘に係る災害の発生を防止するための交通規制により、①高速道路、国道若しくは都道府県道において片側若しくは両側通行規制を来した場合、又は②電車・バス等公共交通機関について運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合をいう。
- (8) 規則第24条第1項の表第7号に規定する「主要な貯留等工作物」とは、掘削用機械及び火薬類取扱所をいう。
- (9) 規則第24条第1項の表第8号に規定する「土地の掘削によるガスの噴出その他の災害」とは、土地の掘削によるガスの噴出や地表の沈下等により、①建造物、車両、その他の工作物（貯留等工作物を除く。）を損傷させ、若しくは破壊させた場合、又は②意図しない爆発若しくは火災を起こした場合をいう。
- (10) 規則第24条第1項の表第9号に規定する「火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての災害」とは、火薬類の紛失、盗難が発生した場合、又は発破作業により①建造物、車両、その他の工作物（貯留等工作物を除く。）を損傷若しくは破壊させた場合、若しくは②意図しない爆発若しくは火災を起こした場合をいう。
- (11) 規則第24条第2項に規定する「電話その他適当な方法」とは、電話、メールその他適切な通信方法をいう。

(12) 規則第24条第3項に規定する様式第21に規定する「災害の原因」については、有効な再発防止策の策定につなげることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載され、「試掘者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価」及び「試掘者が本災害に対してとった保安上の処置及び今後の対策」については、「災害の原因」を踏まえた上で記載されなければならない。

3. 法第75条（規則別表第1及び別表第2）及び第76条（規則別表第1）関係

(1) 別表第1に規定する「設置の工事」は、それぞれ下記のとおりとする。

①別表第1の上欄の「一 試掘場の設置の工事」とは、試掘場を新設するときの設置の工事をいう。

②別表第1の上欄の「二（一）掘削用機械（全出力五百キロワット以上の原動機を使用するものに限る。）の設置」とは、既存の試掘場に新しく掘削用機械を設置する工事（増設など）をいう。

③別表第1の上欄二（二）の中欄及び下欄の「1 設置」とは、既存の試掘場に設置されている掘削用機械を更新する工事（取替えを除く。）をいう。

(2) 別表第2の下欄の「主要な設備」とは、掘削用機械及び火薬類取扱所をいう。

4. 法第77条（規則第39条）関係

法第77条に規定する「定期検査」については、人が行う測定及び点検と同等以上の精度であればロボット、センシング、AI等のデジタル技術の活用を妨げない。

附 則

この規程は、令和7年3月13日から施行する。